



改正育児・介護休業法

令和4年4月1日から3段階で施行されます



男性も育児休業を取得しやすくなります

- ①雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化 ← **R4.4.1施行**
- ②産後パパ育休（出生時育児休業）の創設
- ③育児休業の分割取得 ← ②、③ **R4.10.1施行**

有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和されます ← **R4.4.1施行**

（現行）引き続き雇用された期間が1年以上 → 撤廃

「子が1歳6か月に達する日までに（育児）」「取得予定日から起算して93日を経過する日から6か月を経過する日までに（介護）」労働契約の満了が明らかでない方が休業の対象となります。

育児休業取得状況の公表の義務化 ← **R5.4.1施行**

従業員数1,000人超の企業は、育児休業の取得状況を年1回公表することが義務付けられます。

詳しくは下記をご覧ください

- 就業規則規定例、個別周知・意向確認の例、申出様式等ダウンロード

https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/kintou/kintou4.html

- 法律条文、省令・指針、施行通達等

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

初めての男性育休
女性とどこが違うの？

産後パパ育休
って何？

お気軽にお問合せください

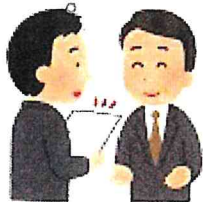
育児休業・介護休業に関する **特別相談窓口**

TEL：043-221-2307

千葉労働局雇用環境・均等室

千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎 1F

受付時間 8:30~17:15（土日祝日を除く）

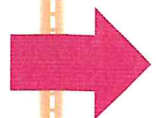


夫婦で分担して育児休業を取りたい...

令和4年1~2月 県内4か所にて

改正育児・介護休業法説明会開催!!

詳しくは裏面をご覧ください



改正育児・介護休業法説明会（参加無料）

対象：事業主、企業人事労務担当者など

日時：下記日程①～④ いずれも14:00～16:00

内容：①法改正のポイント

②就業規則への規定例、個別周知・意向確認の事例紹介

③職場のハラスメント対策・女性活躍推進について

④働き方改革等について



①令和4年1月24日（月）

柏商工会議所401～403会議室

柏市東上町7-18

定員：65名

②令和4年1月28日（金）

千葉県教育会館大ホール

千葉市中央区中央4-13-10

定員：250名

③令和4年2月2日（水）

木更津市立中央公民館多目的ホール

木更津市富士見1-2-1アクア木更津B館 3F

定員：100名

④令和4年2月8日（火）

成田国際文化会館国際会議室

成田市土屋303

定員：75名

【お申込み】 下記申込票によりFAXにてお申込みください。

- ・定員に達し次第申し込みを締め切ります。
- ・混雑緩和のため定員を縮小して募集していますので、なるべく少人数でご参加ください。
- ・感染症の感染拡大状況等によりオンライン開催又は開催中止となる場合がございますので、必ず連絡先のご記入をお願いします。

改正育児・介護休業法説明会申込票＜FAX送信用＞

千葉労働局雇用環境・均等室あて

FAX：043-221-2308

参加希望会場 (○で囲んでください)	①柏(1/24) ②千葉(1/28) ③木更津(2/2) ④成田(2/8)
事業所名	(名称) (住所) 〒
参加者名	(役職) (氏名) (連絡先電話番号)